

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分(平二十八・四・一以後終了事業年度等分(平二十八・一・一以後開始事業年度等分))

御注意

1 期末の資本金の額又は出資の額が1億円以下の普通法人のうち、次の(1)から(3)までのいずれか一つに該当する非中小法人等、相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。
(1)資本金の額又は出資の額が5億円以上である法人。
(2)法人税法第30条の7に規定する受託法人。
(3)相互会社。
2 「48」から「50」までの欄は、期末の資本金の額が1億円以下の法人、資本金若しくは出資額が1億円以下の法人、一般社団法人等、人格のない社団等(1)に該当する非中小法人等、相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。この表の上段の「非中小法人等」を○で囲みます。

Header information form including: 平成 年 月 日 税務署長殿, 事業種目, 同非区分, 法人名, 法人番号, 代表者自署押印, 住所, 白色申告一連番号, 整理番号, 事業年度(至), 売上金額, 申告年月日, 申告区分, 法人税, 期限, 修正.

事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 申告書 申告書 翌年以降送付要否, 適用額明細書提出の有無, 税理士法第30条の書面提出有, 税理士法第33条の2の書面提出有

この申告書による法人税額の計算

Table for Corporate Tax Calculation (1-15). Columns: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, 連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額, 課税土地譲渡利益金額, 土地譲渡金, 課税留保金額, 留保金, 法人税額計, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 控除税額, 差引所得に対する法人税額, 中間申告分の法人税額, 差引確定額.

この申告書による地方法人税額の計算

Table for Local Corporate Tax Calculation (16-42). Columns: 課税標準額, 課税標準法人税額, 地方法人税額, 課税留保金額に係る地方法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定額, この申告書による還付金額, この申告書による地方法人税額, 課税留保金額に対する法人税額, 課税標準法人税額, この申告書により納付すべき地方法人税額, 剰余金・利益の配当額, 還付を受ける金融機関等.

税理士署名押印